

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年 7 月30日	
【会社名】	沖電気工業株式会社	
【英訳名】	Oki Electric Industry Company, Limited	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 森 孝廣	
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門 1 丁目 7 番12号	
【電話番号】	03-3501-3111（大代表）	
【事務連絡者氏名】	秘書室長 牧本 八重子	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門 1 丁目 7 番12号	
【電話番号】	03-3501-3111（大代表）	
【事務連絡者氏名】	秘書室長 牧本 八重子	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	474,969,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	159,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、当社の取締役（執行役員を兼務しない社内取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と中期経営計画及び株価との連動性をより一層強化するため、中期経営計画に対応する3年間の業績評価の対象期間（以下、「業績評価期間」といいます。）とし、3年毎の評価及び当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2023年6月27日開催の第99回定時株主総会において、本制度により対象取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総数は1事業年度あたり120,700株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、2026年7月30日開催の取締役会の決議において、2024年3月期から2026年3月期までの3事業年度を業績評価期間とする本制度を適用された対象取締役5名（退任者1名を含む。）に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計191,952,000円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、それを現物出資させることで当社普通株式64,500株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。また、同じく本制度を適用された当社の取締役を兼務しない執行役員18名（退任者9名を含む。）に対しても本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計283,017,600円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、それを現物出資させることで当社普通株式95,100株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

なお、本自己株式処分に係る株式数は159,600株であり、当社の発行済株式総数（2026年3月31日時点。自己株式を除きます。）に占める割合は0.18%となります。この希薄化率は軽微であり、本自己株式処分の目的及び理由に照らして合理的であると判断しております。

本制度の概要は以下のとおりです。また、同じく当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても本制度と概ね同様の制度を導入しております。

< 本制度の概要 >

（1）報酬等の交付内容

対象取締役に対しては、業績評価期間中の当社業績等の目標を当社の取締役会において予め設定し、当該目標の達成度等に応じた数の当社株式を交付するための金銭報酬債権及び当社株式の株価に応じて支給される金銭を付与するものとします。対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社株式の発行又は処分を受け、上記金銭と併せて業績評価期間分の報酬等として付与を受ける業績連動型の株式報酬制度です。従って、対象取締役への当該金銭報酬債権の付与及び金銭の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。

なお、対象取締役に対する金銭報酬債権の支給及び当社普通株式の交付並びに金銭の支給は、業績評価期間の満了後に行うため、本制度導入時点では、対象取締役に対してこれらの交付及び支給を行うか否か、並びに交付及び支給する場合の当社株式の数及び当社株式を交付するための金銭報酬債権並びに金銭の額は、いずれも確定しておりません。また、対象取締役が本制度における金銭報酬債権の支給及び当社株式の交付並びに金銭の支給を受ける権利を譲渡すること又は担保に供することは一切禁止されます。

当初の業績評価期間は、当社の中期経営計画の期間に対応した2024年3月期から2026年3月期までの3事業年度とし、以後原則として当初の業績評価期間終了後も中期経営計画の期間に対応した各3事業年度を業績評価期間として本制度を実施します。

（2）対象取締役に対して交付する株式の上限数及び報酬等の上限額

対象取締役に交付する当社株式の総数は、各業績評価期間につき362,100株以内とし、対象取締役に支給される報酬等の総額は、当社株式362,100株に当社株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下、「交付時株価」という。）を乗じた額を上限とします。

業績評価期間は上記(1)のとおり3事業年度としているため、1事業年度当たりの上限額としてはそれぞれ3分の1に相当する株数及び金額となります。ただし、2023年6月27日開催の第99回定時株主総会での決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併

合が行われた場合その他当該総数の調整が必要な事由が生じた場合には、かかる分割比率又は併合比率等に応じて調整されるものとします。

(3) 本制度に基づく交付株式数及び金銭の算定方法

業績評価指数及び係数

あらかじめ別途取締役会で定めた業績目標に対する業績達成度に応じて一定の範囲で係数を設定します。

算定方法

対象取締役に対して交付又は支給する交付株式数及び金銭の額は、上記(1)の報酬等の交付内容に従って算定されます。対象取締役の役位等を踏まえ決定される基準交付株式数、支給率等を、当社取締役会において決定します。

交付株式数及び金銭の額の算定方法は以下のとおりです。

交付株式数 = 基準交付株式数 (基準金額*1 ÷ 付与時株価*2) × 支給率 (*3) × 交付割合 (50%)

金銭の額 = { 基準交付株式数 (基準金額*1 ÷ 付与時株価*2) × 支給率 - 交付株式数 } × 交付時株価

*1 基準金額は、各支給対象者の職位に基づき、当社取締役会で決定されます。

*2 付与時株価は、2023年6月27日開催の第99回定時株主総会の前日を起算とする前1か月間の東京証券取引所における当社株式の終値の平均額とします。

*3 支給率は、業績評価期間のROEや売上高等の目標達成度に応じて、0%～250%の範囲で算定されます。標準目標には、主として中期経営計画で掲げる目標を採用しており、標準目標達成時に100%、最高目標若しくはそれ以上の達成時に250%、最低目標達成時に50%の支給率となり、最低目標を下回る場合の支給率は0%となります。各目標値は、業績評価指標の特性等を踏まえ適切な難易度になるよう、人事・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定します。

*4 上記計算式で算出した数及び額の当社株式の交付及び金銭の支給を行うことにより、交付上限株式数又は支給上限額を超えるおそれがある場合には、これらの上限以内に収まるよう、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により、各対象取締役に交付又は支給する株式の数及び金銭の額を減少させるものとします。

(4) 対象取締役に對する当社株式の交付及び金銭の支給条件

本制度においては、業績評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役に對して当社株式の交付及び金銭の支給を行います。ただし、対象取締役が業績評価期間中に死亡し退任した場合には、退任した時に取締役会により定めた条件にて支払うものとします。なお、対象取締役が業績評価期間中に退任した場合又は業績評価期間中に新たに対象取締役に就任した場合には在籍期間に応じた按分を行うものとします。

業績評価期間中のいずれかの時期に対象取締役が当社の取締役地位にあったこと

当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること。

なお、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては当社取締役会）で承認された場合、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数及び額の株式及び金銭を交付・支給し、又は、当該交付等に代えて、当該株式等に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

(5) その他

組織再編等における本制度の取扱い、上限株式数及び上限額に関する株式分割又は株式併合時の取扱いその他本制度の詳細は、取締役会の決議をもって定めることとします。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（１）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	159,600株	474,969,600	—
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	159,600株	474,969,600	—

（注）１．本制度に基づき、対象取締役等に割当てする方法によります。

２．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

３．現物出資の目的とする財産は本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額（円）	内容
本制度を適用された当社の取締役（退任者１名を含む）：５名	64,500株	191,952,000	本制度に基づく金銭報酬債権
本制度を適用された当社の執行役員（退任者９名を含む）：18名	95,100株	283,017,600	本制度に基づく金銭報酬債権

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,976	—	1株	（自）2026年８月15日 （至）2026年８月27日	—	2026年８月28日

（注）１．本制度に基づき、対象取締役等に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。

２．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

３．発行価格については、2026年７月29日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。

４．また、本自己株式処分は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払い込みはありません。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
沖電気工業株式会社	東京都港区虎ノ門１丁目７番12号

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
—	—

（注） 本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
—	220,000	—

（注）１．金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

３．発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

（２）【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払い込みはありません。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第102期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
2026年6月22日 関東財務局長に提出。

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年7月30日）までに、提出した臨時報告書は以下のとおりです。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月29日に関東財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年7月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年7月30日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

沖電気工業株式会社 本店
（東京都港区虎ノ門1丁目7番12号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。